

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップは、南海トラフで発生する可能性がある「最大クラス」の地震を想定した場合、堤防が 75%沈下し、沈下後の構造物を津波が越流した時点で堤防が破堤する。この場合、海抜 0m 地帯の当町は、全域で 0.3m～5.0m の浸水深が予想され、商工会周辺の浸水深は 3.0m から 4.0m と予想されている。

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップは、木曽川流域で 2 日間の総雨量が 527mm 降った場合、木曽川の洪水予報区間で破堤した場合、木曽岬町の一部が 0.5m 未満～5.0m の浸水深が予想され、商工会周辺の浸水深は 0.5m 未満と予想されている。

(2) 商工業者の状況

当町は、三重県の北東端に位置し一級河川の木曽川下流域にあり、隣接する愛知県と県境で人口約 5,875 人の町である。東海地域の産業の中心である名古屋市に近く、車で約 30 分程度、また町内を伊勢湾岸自動車道（町内に弥富木曽岬 IC あり）、国道 23 号線、国道 1 号線が横断し、関東や関西方面へのアクセスも非常に優れている。町内には鍋田川工業団地等をはじめとする企業集積地があり、大手・中小企業を中心に特に東海地域に本社を置く企業の進出が多い。

一方町内では少子高齢化・人口減少が徐々に進んでおり、購買人口の減少と、道路網の整備や車両の普及により、近隣の市町（愛知県弥富市・三重県桑名市等）への購買者の町外流出が顕著である。また町外からの店舗（小売・サービス業）の進出や、新規創業者も低調で、今後商業・サービス業の大幅な増加の見通しはないと推測できる。

また当町の特徴は、愛知県に隣接している関係で、どの業種においても愛知県を商圏（取引先）としている事業所が多いのが特徴である。

○町内商工業者数

・商工業者数 205 事業者（うち小規模事業者数 172 事業者）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	54	52	町内に広く分散
	製造業	58	41	鍋田川工業団地、三崎地区工業団地に多い
	卸売業	11	8	町内に広く分散
	小売業	16	13	富田子地区に多い
	飲食・宿泊業	17	17	富田子地区に多い
	サービス業	49	41	町内に広く分散
合 計		205	172	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組み

- ・防災計画の策定・防災訓練の実施
- ・津波避難施設の整備
- ・防災備品・食料の備蓄
- ・災害応援協定の締結
- ・広域避難の協定

2) 当会の取組み

- ・事業者BCP（事業継続計画）に関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCPセミナーの開催（令和6年度 1回実施）
- ・みえ共済（三重県中小企業協同組合）と連携した各種損害保険のPR・加入促進
- ・商工会館（ふるさと創生ホール）が木曽岬町指定避難所として指定
- ・木曽岬町と災害救助応援協定の締結

II 課題

当町は、昭和34年に発生した伊勢湾台風により木曽川の決壊等の水害により、甚大な被害を受けた地域である。

しかしながら、当会では今まで緊急時（商工会館の火災等）の初期消火・避難誘導訓練を行っているに留まり、地域の関係機関との協力体制の構築や、大規模災害対応マニュアルなどの、被災後の商工業者支援策（事業継続支援）の整備がされていないのが現状である。

また小規模な当会では商工会職員も2名体制であり、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った職員や人員等、体制づくりが十分でない。

また職員の人事異動により、常勤する職員2名とも現在は町外居住者であり、休日や夜間等の町内不在時の対応に課題がある。

III 目標

- ・地区内の小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、被災からのスムーズな事業再開に向けたBCP策定等の事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における関係各位への連絡体制を円滑に行うため、当会と木曽岬町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかに復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・平成23年に締結した木曽岬町との「災害救助応援協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び、窓口相談時において、木曽岬町災害ガイドブックや津波ハザードマップ等を用いながら、事業所の立地場所での自然災害のリスク、またはその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水害・地震・液状化等の損害保険・共済等)について説明を行う。
- ・職員の事業所巡回訪問により月一度全会員へ配布している経営情報資料や当会HPにおいて、国・県の防災・減災・事業継続力強化支援等の施策及び当地での災害リスク対策の必要性、さらにBCP策定に取り組む小規模事業者の先進事例等を紹介する。
- ・小規模事業者向けBCP（簡易的な計画含む）策定による実効性のある取組みの推進や、効果的訓練等について伴走型支援にて助言を行う。
- ・BCP策定や運用支援などBCP策定の専門家を招聘し、普及啓発セミナーや個別相談等を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年度 事業継続計画を策定（別添・令和6年12月更新）

3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約している三重県中小企業共済協同組合と連携し、災害等で事業用建物が被害に遭い休業した場合の利益を補償する「休業対応応援共済」、従業員が災害等でケガをして就業不能となった場合の収入を補償する「所得補償共済」の推進及び普及PRを行う。
- ・損保会社と共催した事業継続力強化計画などのセミナーを開催

4) フォローアップ

- ・地区内の小規模事業者の事業者BCP等の策定・取組み状況の確認
- ・木曽岬町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、当町は最大震度7相当)が発生したと想定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は毎年9月第1日曜日に実施する）

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内自被害状況を把握し、関係機関へ連絡・調整することとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否確認を行う。
- ・SNS等を利用し生命の安否確認や、通勤・業務等従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当町で共有する
(在宅中の場合----家族等人的被害・家屋被害・周辺道路等通勤・業務従事の可否)
(勤務中の場合----職員人的被害・商工会館被災状況・周辺道路・建物被災状況等)

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
(台風・豪雨)

居住地・または勤務地における降雨・強風状況や周辺浸水・被害状況を目視で確認するとともに、TV・ラジオ・PC（ネット検索）・スマートフォン等で天気予報を確認し、身の危険を感じる際は外出(出勤)を控え安全確保をし、警報等解除、風雨が治まったのち外出(出勤)を行う。

(地震・津波)

居住地・または勤務地における被害状況(家屋・道路・液状化)を目視で確認するとともに、TV・ラジオ・PC（ネット検索）・スマートフォン等で震度・津波状況を確認し、身の危険を感じる際(津波襲来の可能性あり)は緊急避難場所(高台)へ速やかに移動し安全確保を行う。津波等の危険性が排除され、特に家屋・道路等の被害が無いと判断できた場合、外出(出勤)を行う。

- ・職員全員が被災し応急対応ができない場合の対応
会長及び、副会長が代行を務める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内10パーセント程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1パーセント程度の事業所で「床上浸水（事業所内浸水）」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内1パーセント程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1パーセント程度の事業所で「床上浸水（事業所内浸水）」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報なし

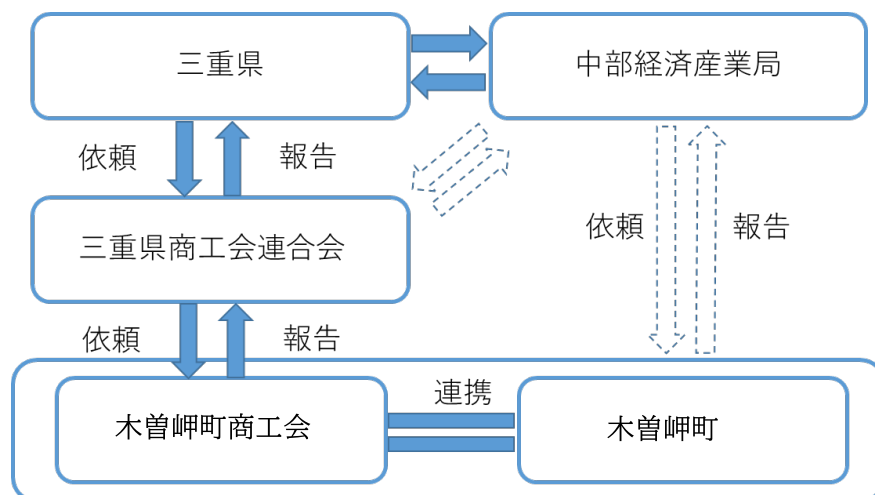
※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び、指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、三重県の指定する方法にて当会又は当町より三重県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

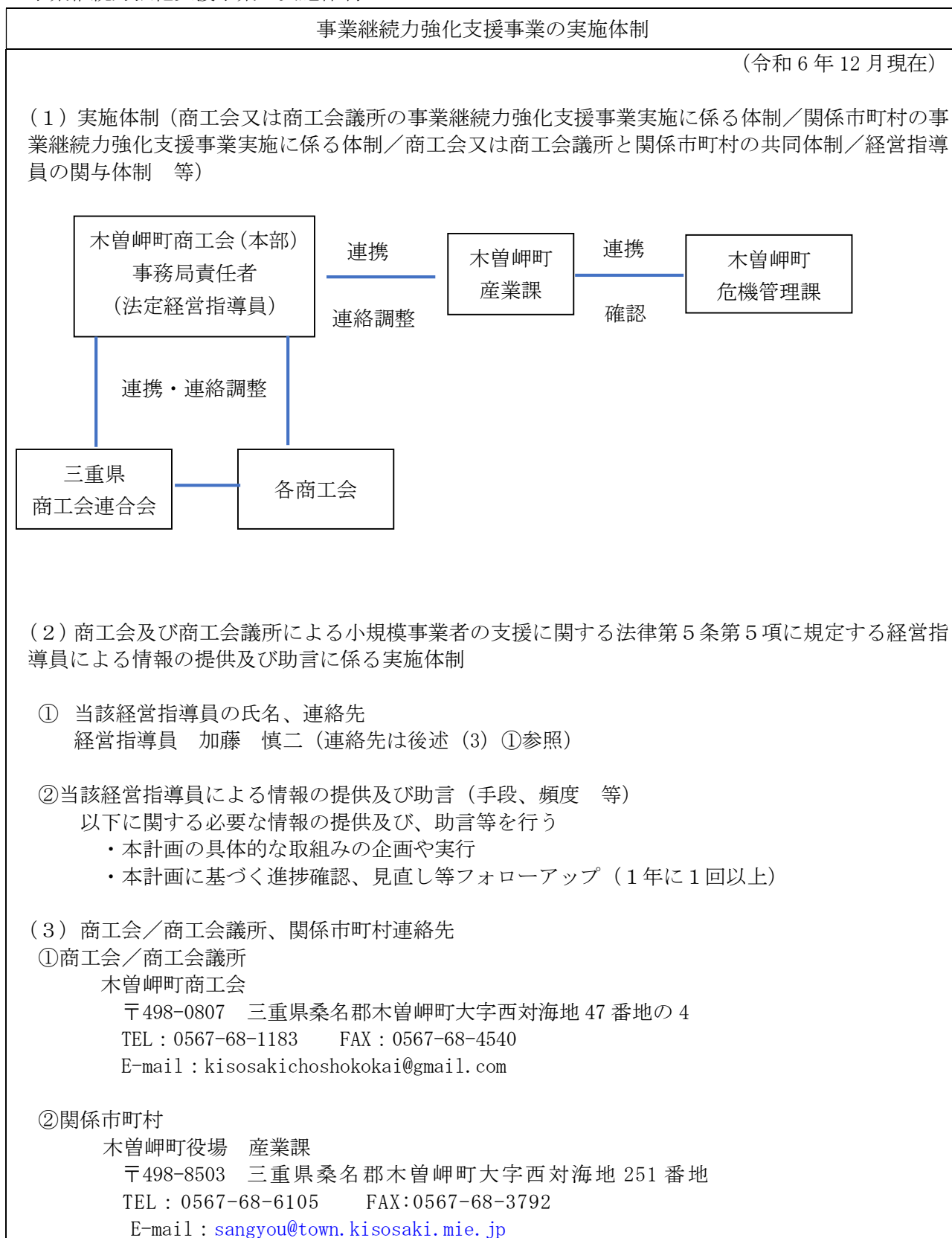
- ・相談窓口の開設方法について、木曽岬町と木曽岬町商工会で相談・決定する。
(木曽岬町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、木曽岬町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ迅速に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、木曽岬町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	260	260	310	310	360
専門家派遣費	100	100	150	150	100
協議会運営費	10	10	10	10	10
セミナー開催費	100	100	100	100	200
パンフ・チラシ 作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
三重県補助金 木曽岬町補助金 会費収入 事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容 1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割 ・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等